

保育所委託費の弾力運用について

1 保育所委託費の使途について

保育所委託費は、保育所を経営する事業に係る経費に充当するための資金として各保育所に対して支弁しており、人件費、管理費及び事業費から構成されています。

人件費…保育所に属する職員の処遇に必要な経費に支出するもの
管理費…保育所の運営に直接必要な経費に支出するもの
事業費…保育所入所児童の処遇に直接必要な経費に支出するもの

委託費は、上記の目的以外には使用できないのが、大原則です。

ただし、一定の要件を満たす施設においては、保育所委託費を一定の金額の範囲内で目的外使用することが国の通知で認められています。この目的外使用の事を弾力運用といいます。

この弾力運用により充当可能な使途については制限があります。

なお、保育所委託費の弾力運用は、適正な保育所運営が確保されていることを前提として認められるものです。弾力運用の財源確保のために、本来の使途である職員人件費や事業費等が恣意的に削減されるようなことがないようお願いします。

<弾力運用の例示>

- ・当該年度の委託費を「人件費」「管理費」「事業費」以外の認められた目的に充てる。（上限有り）
- ・前期末支払資金残高を取り崩して本部運営費に利用する
- ・積立資産を同一法人の他の園の整備など、目的外に使用するために取り崩す など

2 施設整備費用等の貸借について

弾力運用の対象として認められた「借入金（利息部分を含む。）の償還」の範囲は、横浜市保育所委託費経理等取扱要綱の別表に記載のとおり、建物、設備の整備・修繕等になります。

また、独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人からの借入金の償還のみが該当します。法人本部や個人からの借入れは対象になりませんので、ご注意ください。

保育所委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の他の事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められます。必ず当該年度内に清算してください。

【長期運営資金の借入金について】

令和5年度以降に借入した長期運営資金については、委託費（運営費）からの償還は出来ませんのでご注意ください。

3 保育所運営にかかる法人本部の経費について

法人本部の経費として認められるものは、当該保育所を設置する法人の事務費です。具体的には、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書及び資金収支内訳書の本部拠点区分における勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費であり、いずれも保育所の運営に関する経費に限るとともに、その積算根拠等が適正である場合に認められます。

法人本部の経費は、保育所の施設拠点区分から、原則、直接支出することはできません。また、当該年度に支弁された保育所委託費を財源とすることはできません。

保育所の施設拠点区分における前期末支払資金残高の範囲内において取り崩し、法人本部の経費に充てることが出来ますが、当該施設運営費の不足分の補填を優先すること及び保育所の運営に支障が生じないことが前提となります。

前期末支払資金残高の取り崩しにあたっては、必要な金額を各施設の入所人数や経常収入の比率など合理的な比率で各施設に按分してください。前期末支払資金残高の金額など、各施設の運営方法により変動する要素は、按分根拠として適切ではありません。

役員報酬を支給する場合は、役員報酬規程もしくは給与規程に適正かつ具体的な金額を定め、勤務実態に即して支給してください。

4 当期末支払資金残高の30%基準について

当期末支払資金残高は、保育所委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものです。そのため、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有としてください。3月末決算時において30%を超過する場合は、必ず長期的な計画を立てた上で、使途を定めて積立資産に積み立ててください。なお、決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた委託費収入の30%を2年連続で超えている場合は、超過額が解消されるまでの間、処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。

5 「適正な給与水準」について

弾力運用の要件の一つである「給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等、人件費の運用が適正に行われていること。」における適正な給与水準については、以下の要件を満たす必要があります。要件を満たさない場合、弾力運用が認められない場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が公定価格の人件費相当分として給付されている額を大幅に超えないこと。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ手当額、支給率が適当であること。

【参照】横浜市保育所委託費経理等取扱要綱第2条2項(3)

横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領第3条2項

6 当該年度の委託費3か月分について

当該年度の委託費3か月分に相当する額の範囲内であれば、同一の設置者が設置する保育所等や子育て支援事業に係る建物、設備の整備・修繕等の経費への充当が可能です。ただし、充当内容が、自園の経費（賃借料、設備資金借入金の償還金、租税公課）だけである場合は、委託費3か月分相当額を超過していても、弾力運用が可能であり、委託費を充てることができます。

7 保育所委託費の使途範囲を逸脱した場合について

規定する使途範囲以外の支出については、弾力運用の財源元である保育所へ全額返還する必要があります。横浜市が指定する期限までに設置者が是正しない場合は、当該事実が判明した年度の4月から3月までの間、「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。なお、翌年度以降も改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられたと認められる年度までの間で必要と認める期間、処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。

事前協議について

弾力運用の内容によっては、横浜市への事前協議が必要となります。設置主体の法人種別によって手続き方法が異なりますので、ご注意ください。

弾力運用の事前協議は、「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議事務取扱要領」で定める事前協議書により行います。事前協議書の提出期限は、弾力運用としての支出を行う年度の12月末日となっています。期限を過ぎた場合は、原則、事前協議を行うことができません。

【令和6年度 申請期限】

令和6年12月27日（金）まで

※やむを得ない事情で上記期限までに行うことができない場合は、令和7年3月31日までに行うこととします。その場合は、必ず事前に下記メールアドレスまでご相談ください。

※令和7年3月31日までに事前協議がない場合、または、期限までに事前協議の申請があっても、不足や不備があり、追加の必要書類等を指定する期日までに提出できない場合は事前協議の内容について承認しないこととします。

【事前協議における留意事項】

1 事前協議書提出前の相談について

弾力運用実施についてのお問い合わせは、事前協議書を提出する前に、メールにてご連絡ください。その際、検討している弾力運用の具体的な内容、金額等をメール本文にご記入いただくか、補足として根拠資料を添付してください。弾力運用の可否や事前協議の必要性も含めて、ご案内させていただきます。

<問い合わせ先メールアドレス> kd-uneishidou@city.yokohama.lg.jp

2 事前協議が必要なものを事前協議せずに充当した場合

弾力運用の財源元である保育所へ全額返還する必要がありますので、ご注意ください。

要綱及び要領等について

弾力運用を行うための要件、金額の範囲及び用途については、**事前に「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」及び「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」を確認**してください。要綱及び要領等は、下記URLから参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

6弾力運用関係要綱・様式

- ⬆ 保育所委託費の弾力運用について（PDF：652KB）
- ⬆ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱【PDF】（PDF：498KB）
- ⬆ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱（別表7）資金収支計算分析表【Excel】（エクセル：18KB）
- ⬆ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領【PDF】（PDF：306KB）
- ⬆ 「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領【PDF】（PDF：228KB）
- ⬆ 「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領（様式一式）【Word】（ワード：59KB）
- ⬆ 第1号様式【Word】（ワード：28KB）
- ⬆ 第2号様式【Word】（ワード：25KB）
- ⬆ 第3号様式【Word】（ワード：26KB）
- ⬆ 第6号様式【Word】（ワード：26KB）
- ⬆ 第7号様式【Word】（ワード：24KB）

保育所委託費等の弾力運用に係る書類は、郵送で提出をお願いします。

（住所） 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

こども青少年局保育・教育運営課 弾力運用担当

締め切りは原則弾力運用を行う年度の12月末日です。

種類	番号	主な協議内容	段階	社会福祉法人・学校法人	それ以外	横浜市の要綱(※1)
当年度の委託費	1	人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産	第一段階	積立可(協議は不要)	積立可(協議は不要)	2条3項
			第二段階			
			第三段階			
	2	保育所施設・設備整備積立資産 ただし、第二段階の施設については、改善基礎分相当額が上限となります。	第一段階	積立不可	積立不可	2条4項
			第二段階	積立可(協議は不要)	積立可(協議は不要)	
			第三段階			
	3	委託費は、修繕積立資産、備品等購入積立資産を保育所施設・設備整備積立資産に統合する場合。	第一段階	統合不可	統合不可	2条6項
			第二段階			
			第三段階	統合可(協議は不要)	統合可(協議は不要)	
	4 (※2)	処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等に係る別表2の経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条4項
			第二段階	弾力運用可(理事会承認は不要)	弾力運用可(横浜市に協議は不要)	
			第三段階			
	5 (※2)	処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る別表3の経費に充当する場合。 処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が運営する社会福祉施設等に係る別表4の経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条5項
			第二段階			
			第三段階	弾力運用可(理事会承認は不要)	弾力運用可(横浜市に協議は不要)	
	6 (※2)	委託費の3か月分の範囲内(処遇改善基礎分を含み、処遇改善加算の賃金改善要件分を除く)で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表5の経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条5項
			第二段階			
			第三段階	弾力運用可(理事会承認は不要)	弾力運用可(横浜市に協議は不要)	
前期末支払資金残高	7	前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の運営費の不足分を補填を行う場合。(事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合)	第一段階	協議不要	協議不要	4条1項
			第二段階			
			第三段階			
	8	前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の運営費の不足分を補填を行う場合。(事業活動収入計(予算額)の3%超える場合)	第一段階	横浜市に協議が必要	横浜市に協議が必要	4条2項
			第二段階			
			第三段階	理事会承認		
	9	①当該保育所を運営する法人本部の運営に要する経費(※3) ②同一設置者が運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	4条2項
			第二段階			
			第三段階	理事会承認	横浜市に協議が必要	

種類	番号	主な協議内容	段階	社会福祉法人・学校法人	それ以外	横浜市の要綱(※1)
積立資産	10	積立資産を、その目的以外(当該施設の処遇に必要な経費又は別表2)に使用する場合。	第一段階	横浜市に協議が必要	横浜市に協議が必要	2条3項
			第二段階			
			第三段階	理事会承認		
	11	保育所施設・設備整備積立資産を、目的以外または、同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条6項
			第二段階	横浜市に協議が必要	横浜市に協議が必要	
			第三段階	理事会承認		

※1 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱

※2 番号4、5、6の重複の弾力運用は、不可

※3 法人本部の運営に要する経費については、本部における保育所運営に必要不可欠な人件費支出、事務費支出に相当する経費になります。役員報酬については、役員報酬規定を整備した上で、勤務実態に即して支給してください。

弾力運用の段階とは	
第一段階	<p>※全てに該当すること</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が遵守されている</p> <p><input type="checkbox"/> 職員配置が遵守されている</p> <p><input type="checkbox"/> 給与規程が整備され、人件費の運用が適正である</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な給食を実施している。日常生活に必要な諸経費が確保されている</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所保育指針を踏まえた保育を行い、児童の処遇が適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 役員、施設長及び職員が研修会に積極的に参加するなど資質向上に努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 法人の運営状況等に問題がない</p>
第二段階	<p>※1つ以上に該当すること</p> <p><input type="checkbox"/> 延長保育事業の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 障害児保育事業の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 一時保育の実施</p> <p>2 休日・年末年始保育</p> <p><input type="checkbox"/> 乳児3人以上受入</p> <p><input type="checkbox"/> 病児・病後児保育</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て支援拠点事業の実施</p>
第三段階	<p>※①④は必須かつ毎年度、②又は③いずれかに該当すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 財務諸表を閲覧に供している</p> <p><input type="checkbox"/> ② 第三者評価の受審・結果公表をしている(第三号様式(1)を必ず記入すること)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 第三者委員による苦情解決の仕組みの周知・定期的な結果公表を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 処遇改善加算の賃金改善要件を満たしている</p>
別表	
別表 1	<p>1 「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号。以下「雇児発第10号」という。)に定める延長保育促進事業及びこれらと同様の事業と認められるもの</p> <p>2 「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日文科初第238号雇児発0717第11号。以下「雇児発第11号」という。)に定める一時預かり事業</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含む</p> <p>3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</p> <p>4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月21日雇児発0529第18号。以下「雇児発18号」という。)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ</p> <p>6 「家庭的支援推進保育事業の実施について」(平成25年5月16日雇児発0516第5号)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>7 休日保育加算の対象施設</p> <p>8 「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p>
別表 2	<p>1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p> <p>4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 3	<p>1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。)</p> <p>2 1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p>
別表 4	<p>1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p> <p>4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 5	<p>1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(保育所を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還</p> <p>4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 6	<p>提出を求める施設拠点ごとの計算書等及び附属明細書</p> <p>1 社会福祉法人会計基準 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)に定める資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書</p> <p>2 学校法人会計基準 (1) 学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成27年3月30日文科科学省令第13号)に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表、貸借対照表及び附属明細書(社会福祉法人会計基準に基づく様式もしくはこれに相当するもの)</p> <p>(2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの</p> <p>ア 借入金明細書</p> <p>イ 補助金事業等収益明細書</p> <p>ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</p> <p>エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書</p> <p>オ 積立金・積立資産明細書</p> <p>カ 固定資産台帳</p> <p>3 企業会計の基準による場合 (1) 損益計算書、貸借対照表及び財産目録</p> <p>(2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの</p> <p>ア 借入金明細書</p> <p>イ 補助金事業等収益明細書</p> <p>ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</p> <p>エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書</p> <p>オ 積立金・積立資産明細書</p> <p>カ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</p> <p>キ 固定資産台帳</p> <p>4 これ以外の会計基準により会計処理を行っている場合 社会福祉法人会計基準に定める計算書類及び附属明細書に相当するもの</p>